

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程を次のとおり改正する。

現 行	改 正	備 考
<p>国立大学法人東京農工大学外国人語学教員等の雇用に関する規程 平成18年11月15日 18教規程第34号</p> <p>第1条～第5条 省 略</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 外国人語学教員の任期は、3年を超えない範囲内で定める。 2 外国人研究員の任期は、同一会計年度の範囲内で定める。 (任期の更新)</p> <p>第7条 外国人語学教員の任期は、勤務実績を勘案した評価を行ったうえで、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。 2 前項による任期は、2年を超えない範囲内の雇用契約で定める。 <u>3</u> 外国人研究員の任期は、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。 <u>4</u> 前項による任期は、前条第2項による。</p> <p>第8条～第10条 省 略</p> <p>附 則 省 略</p>	<p>第1条～第5条 省 略 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第6条 外国人語学教員の任期は、3年を超えない範囲内で定める。 2 外国人研究員の任期は、同一会計年度の範囲内で定める。 (任期の更新)</p> <p>第7条 外国人語学教員の任期は、勤務実績を勘案した評価を行ったうえで、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。 2 前項による任期は、2年を超えない範囲内の雇用契約で定める。 <u>3 第1項の規定にかかわらず、前項の雇用契約の終了の際に、必要と認め</u> <u>る場合には、任期を定めずに雇用契約を更新することができる。</u> <u>4</u> 外国人研究員の任期は、雇用契約終了の際に、1回に限り更新することができる。 <u>5</u> 前項による任期は、前条第2項による。</p> <p>第8条～第10条 省 略 (現行どおり)</p> <p>附 則 省 略 (現行どおり)</p>	

附 則 (22教規程第47号)

この規程は、平成22年12月27日から施行する。